

「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成 30 年 4 月 6 日付札障第 157 号）」の解説
～委託相談支援事業所が担う「業務推進支援」と「後方支援」の具体的役割

札幌市自立支援協議会相談支援部会
令和 5 年 3 月 20 日作成

本稿は「相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成 30 年 4 月 6 日付札障第 157 号）」（以下、「通知」という。）の具体化を目指して作成されたものです。

各地域における委託と指定の連携の実態を否定するものではありません。

また、通知における「業務推進支援」と「後方支援」を以下のように定義します。

- ・業務推進支援：委託からの指定に対する支援（具体的な行動）
- ・後方支援：委託と指定の相談支援の連携体制のありかた（通知上の）

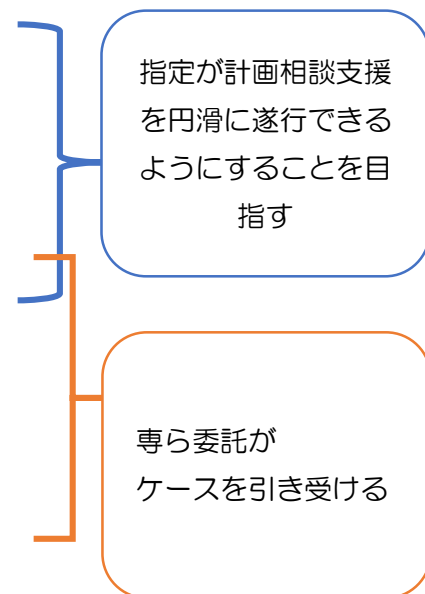
【 業務推進支援とは 】

■委託のミッション

- ・ 他の事業所で対応可能な相談支援について適切に引き継ぐ
- ・ 地域における相談支援の円滑な遂行への配慮
- ・ 指定への業務推進支援（受け入れ調整含む）
- ・ 指定との連携

- ・ 困難な事例への積極的・真摯な引き受け
- ・ 計画相談依頼に適切に対応できないケースへの積極的・真摯な引き受け

- ・ 緊急性のある相談支援への積極性・真摯な引き受け



「他の事業所で対応可能かどうか」、「困難か」、「計画相談支援で適切に対応できないかどうか」という判断は、個々人の主観によって見方が異なったり、様々な要因（本人・支援者・地域特性）が複雑に絡み合っていたりする為丁寧にアセスメントを行う必要があります。

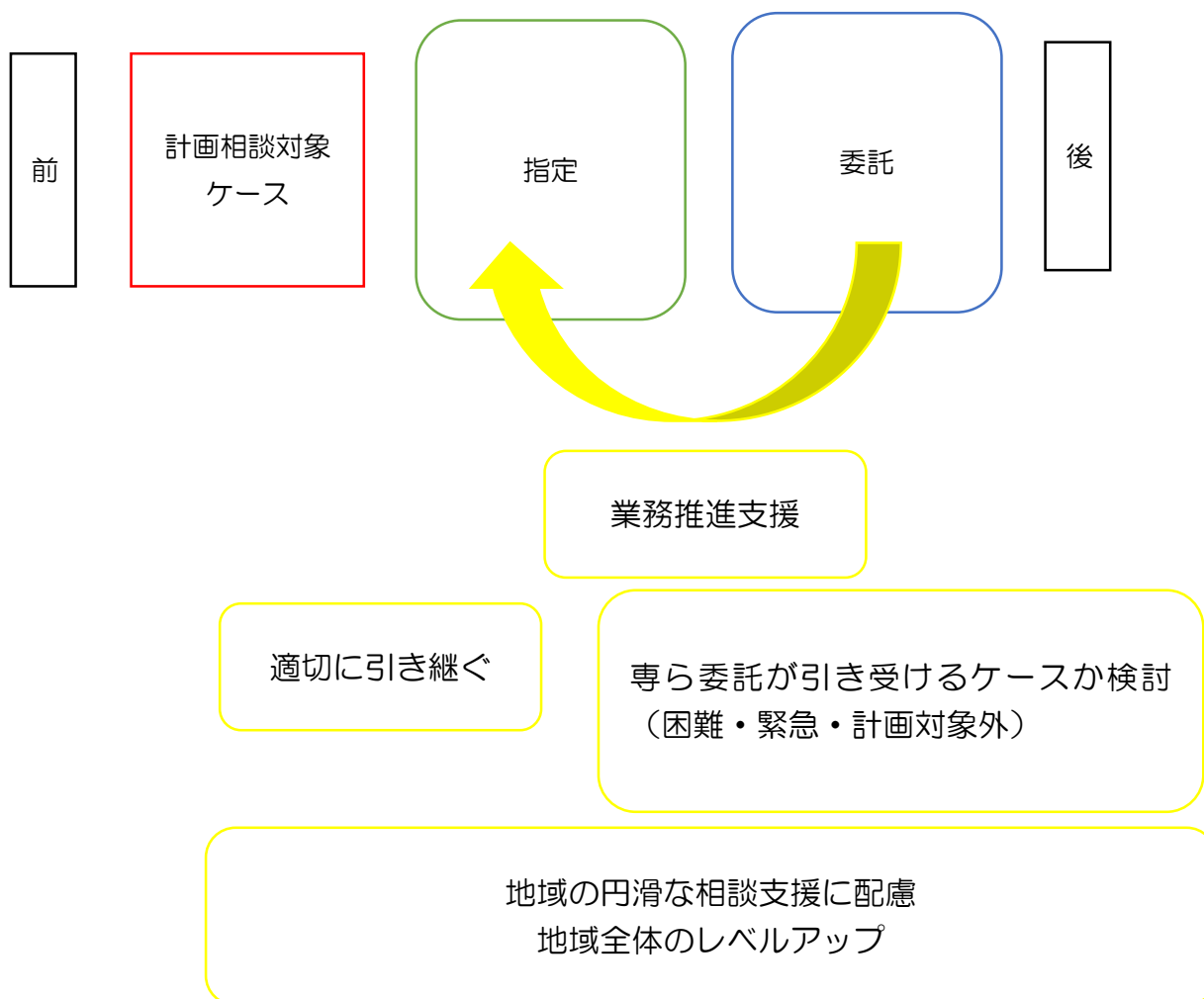
■業務推進支援

以下の 1～7 を遂行していくことが、通知上の「積極的かつ真摯に引き受ける」に対応します。

1. 受け入れ調整
（「計画相談対応できますか?」「現状がどのように変われば対応できますか?」）
2. 情報提供（「こんな制度がありますよ」「こういう社会資源がありますよ」）
3. 方針・手順の協議（「こういうやり方はどうでしょうか」「話をこう運ぶとどうでしょう」）

4. 事例検討やツールを使用した再アセスメント（「一緒に考えましょう」）
5. 面談同席や同行など（「こんな手続きになりますのでお見せします」）
6. 連携（「一緒にやりましょう」）
7. 委託で相談を受けて、適切に計画相談の対応ができるように支援、調整していく（「計画相談対象になったらまた相談させてください」）

※1～7までのステップを順番に踏まなければならないという意味ではありません。全部行くと時間がかかりすぎるので、事前に指定と委託でシミュレーションをし、双方の合意のもと、どのような後方支援をすべきか決定していきます。



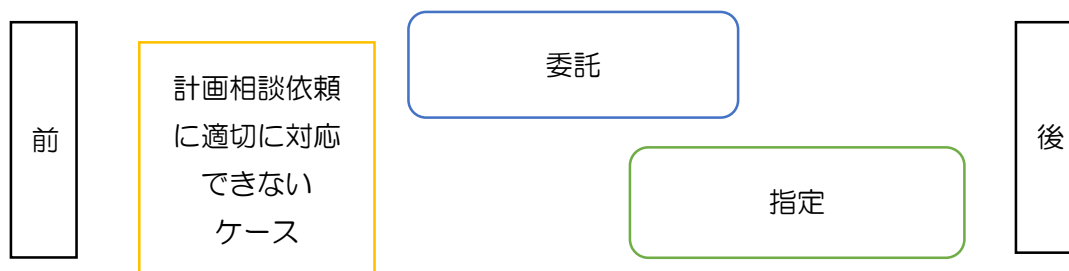
【 後方支援とは 】

- 「何が前」で「何が後ろ」かと言うと、「計画相談支援が前方」
- 指定：計画相談の最前線
- 委託：指定の計画相談支援に対して後方に位置づけられる

image I 計画相談対象ケースを前にした場合、指定が最前線で委託は後方



Image II 計画相談依頼に適切に対応できないケースを前にした場合、指定は最前線ではない。委託が積極的かつ真摯に引き受ける



★まず目の前のケースが「計画相談依頼に適切に対応できないケース」として同定するために、以下のいずれに当てはまるのかをアセスメントする必要があります。

- ① 「相談者の事情や希望により計画相談が適さないケース（セルフ、サービス未利用含む）」
- ② 「指定側の事情により計画相談支援が遂行できないケース」

- ①の場合は「ケースを、計画相談が遂行可能な状況にする」ことが目標となります。その為の具体的な方法論として、1.指定による基本相談 2.委託による基本相談が挙げられます。結果としてそもそも計画相談対象とならない場合、別の専門機関かそのまま委託の基本相談で対応していくことになります。
- ②の場合は、「指定相談支援事業所を、当該ケースに対して計画相談支援を遂行可能な状態にする」ことが目標となります。